

第5次敦賀市行政改革大綱について

市では、第4次敦賀市行政改革の推進期間が終了し、新たな行政改革大綱の策定を進めています。行政改革とは、市民が未来にわたって、いつまでも安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するために、仕事の内容やそのやり方などを改善していくことです。第5次敦賀市行政改革大綱（案）の基本方針等は、次のとおりです。

基本方針	推進期間
1 自立した財政基盤と効率的・効果的な行財政運営の確立 自立した持続可能な財政基盤の確立を目指します。	平成24年度～26年度 (3年間)
2 市民との連携・協働により進める行政改革 適切な役割分担のもとで、連携・協働するまちづくりの仕組みを作ります。	
3 自己改革と人材育成 職員一人ひとりが事務改善に努めるとともに、人材育成を推進します。	目標年次 平成26年度

詳細の公表とご意見の募集

市ホームページで行政改革大綱（案）の詳細を1月17日（火）から公表します。また、インターネット環境が整っていない方には、総務課の行政改革推進本部で行政改革大綱（案）を配布します。この行政改革大綱（案）について、インターネット、アクセス21（市民提案箱）、FAXなどで、広くみなさまのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見については、行政改革推進本部で検討して、必要に応じて行政改革大綱（案）に反映させていただきます。多くのみなさまのご意見をお待ちしています。

募集期間 1月17日（火）～2月7日（火）まで

問合せ 総務課 行政改革推進本部
☎ 22-8101 FAX 22-6220

敬弔塔 謹んでお悔やみ申し上げます。
12月1日～12月26日（敬称略）

角鹿町 坪内 数江 (79)	古田川 藏本ちよの (87)
吉 河 山口とみよ (91)	和久野 岩田 輝明 (53)
古田川 川崎富士夫 (70)	田 尻 山本 幸雄 (80)
本町1 柿谷 隆之 (44)	元 町 藪内 登 (87)
清水1 堀井 肇 (70)	白銀町 木本 清一 (86)
沓 見 織田 満 (93)	長 沢 大矢知恵子 (84)
三島2 櫻井 秀雄 (78)	白銀町 金子テル工 (83)
新和1 元山 一美 (83)	金 山 市村 實 (92)
平和町 堀田 三月 (78)	清水1 橋本 敏子 (86)
櫛 林 細川 勉 (90)	常 宮 山口 昭夫 (84)
本町1 脇坂 三代 (88)	金 山 覇野 秀雄 (75)
ひばりヶ丘 川口美代子 (84)	平和町 澤崎 森 (90)
和久野 高木 とよ (86)	公文名 玉井 保次 (68)
角鹿町 村田 逸己 (70)	和久野 宮本 齊 (82)
鋳物師 榊原 靖 (50)	栄新町 平塚 勝 (74)
古田川 藤本 辰雄 (83)	長 沢 吉谷 高志 (66)
古田川 酒谷 一郎 (99)	

相談ごと

項目	月 日	時 間	場 所
消費生活	2月2・16日（休）	13時30分～15時30分	アル・プラザ敦賀（白銀）
行 政	2月8・22日（休）		
心配ごと	2月1・8・15・22・29日（休）	10時～14時	
人 権	2月1日（休）		福祉総合センター 「あいあいプラザ」 （東洋町・☎22-3133）
法 律	2月1・15日（休）	10時～13時30分	
年 金	2月22日（休）	13時30分～15時30分	
介護保険	毎日（第1・3土曜日は休み）	8時30分～19時	
結婚 婦人問題	2月14・21・28日（休）	13時30分～15時30分	男女共同参画センター （婦人児童福祉協議会 ☎22-4135）
家庭教育	毎週火～土曜日 ※	9時～16時	少年愛護センター （東洋町・☎0120-090523）
学校教育	毎週月～金曜日 ※		ハートフル・スクール （鋳物師町・☎22-7072）
いじめ 110番	毎週月～金曜日 ※	9時～16時	☎22-8151 ☎0120-96-8104 （ハートフル・スクール）
育児電話	毎週月～金曜日 ※ （土曜日は午前中）	8時30分～17時30分	☎22-1460 （晴明保育園） ☎21-1151、22-0147 （子育て総合支援センター）
女性相談 窓 口	毎週月・火・水・木・土曜日 ※ 毎週金曜日（第3は福井地方法 務局敦賀支局との合同相談） ※	9時～17時 9時～20時	男女共同参画センター （三島2・☎23-5411）
若者求職 相談窓口	毎週火～金曜日 ※	10時～17時	男女共同参画センター ミニジョブカフェ敦賀 （三島2・☎23-5416）

※の相談は、国民の祝日・振替休日は休みとなります。

障害者対象 各種手当

該当する方は
早めに手続きを！

種 類	対 象	支給額
特別障害者 手当	20歳以上で、身体、知的発達または精神に重度の障害を併せ持っているか、単一の重度障害者であって日常生活において常時特別の介護を必要とする方	月額 26,340円 （所得制限あり）
障害児 福祉手当	20歳未満で、身体、知的発達または精神に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする方	月額 14,330円 （所得制限あり）
特別児童 扶養手当	身体、知的発達または精神に中度・重度の障害がある20歳未満の児童を養育している方	【1級】 月額 50,550円 【2級】 月額 33,670円 （所得制限あり）
重症心身 障害児（者）等 福祉手当	1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方または療育手帳をお持ちの方で県の判定を受けた方	月額 3,000円 または 2,000円 （所得制限あり）

※制度により支給制限があります。詳しくはお問い合わせください。
問合せ 地域福祉課 ☎22-8176

休日急患診療

内科・小児科・歯科	休日急患センター（中央2 ☎25-5311）
外科系医	1月15日 神 谷 医 院（清水2 ☎22-4874）
	1月22日 加藤胃腸科医院（新松島 ☎25-6888）
	1月29日 せきクリニック（御 名 ☎21-2000）
	2月 5日 いちはし整形外科（櫛 林 ☎20-1825）
	2月11日 はぎはら整形外科（木 崎 ☎20-0811）
	2月12日 泉ヶ丘病院（泉ヶ丘 ☎22-7700）
	2月19日 加藤胃腸科医院（新松島 ☎25-6888）
	2月26日 和 久 野 医 院（和久野 ☎22-3080）
*いずれも診療時間は9時～12時、13時～17時です。受診の際は必ず健康保険証、および内服中の薬がある場合は内服薬または薬剤名を書いた紙等を持参してください。 *外科系医は都合により変更する場合がありますので、あらかじめ電話で確認してください。	
「健康一口メモ」放送中！ 毎週木曜日の13時20分から、敦賀FM放送（ハーバーステーション 77.9MHz）で、敦賀医師会による「健康一口メモ」を放送しています。ぜひ、お聞きください。	

納税と納付

納期限

1/31
（火）

- 市県民税（第4期）
- 国民健康保険税（第7期）
- 介護保険料（第7期）
- 後期高齢者医療保険料（第7期）

介護保険等を利用されている方は 税の申告で次の控除を受けることができます

社会保険料控除

対象：平成23年中に支払った介護保険料
★申告には、介護保険料の支払額の分かるものが必要です。領収書を紛失された場合は、市で納付済額の記載したものを発行します。

医療費控除

対象：平成23年中に支払った介護費用等

- ①介護保険施設・居宅サービスの介護費用
★申告には、「医療費控除対象額の記載された領収書」が必要となります。領収書に関しては、サービス事業所にご確認ください。
- ②寝たきり老人などのおむつの費用（介護用品支給券での補助分は除く）
★申告には、「おむつ代の領収書」と「おむつ使用証明書」等が必要となります。
※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、主治医に「おむつ使用証明書」を記入してもらってください。（2年目以降は市で確認書を発行します）

障害者控除 （障害者控除対象者認定）

★身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市の認定を受けて障害者控除を受けることができます。
【対象要件】
65歳以上で、次の①か②に該当する方
①要介護2以上の認定者
※ただし、要支援2、要介護1の方も対象になる場合があります。
②6カ月以上寝たきり状態で、食事・排便等の日常生活に支障のある方
※認定書の発行には1週間程度かかります。

介護保険課（☎22-8180）まで